

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	坂水 貴司
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
清原宣賢遺文による日本漢字音の位相論的研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	佐々木 勇	
審査委員	教 授	中村 春作	
審査委員	教 授	竹村 信治	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は、室町時代後期の日本漢字音を記述するために、清原宣賢一個人を選び、その諸種の遺文に記された漢字音を体系的・かつ位相論的に整理したものである。</p> <p>その整理は、原本あるいは影印本・写真に基づき、确实・正確になされている。考察も、多くの文献を博搜する徹底した実証に裏づけられており、十分な説得力を持つ。</p> <p>また、資料篇として付された「清原宣賢遺文統合分組分韻表」は、室町時代後期漢字音研究の基本資料として、貴重である。</p> <p>本研究のもっとも大きな成果は、宣賢遺文の全体を、「字音直読資料」、「訓読資料」（漢籍・国書）、「抄物」（漢籍・国書）、「韻書・字書・辞書」に大きく分け、文献の種類によって見られる漢字音の相違に、漢字音の位相差を見出すことに成功した点にある。</p> <p>以下、章立てに沿って、論文審査の要旨を記す。</p>			
【研究篇】			
序章			
<p>第一節 従来の研究 第二節 本研究の目的 第三節 本研究の方法</p> <p>序章では、従来の日本漢字音研究において室町時代の研究が不十分であることを記し、位相論的研究を十分になし得る時代である室町時代の一個人として清原宣賢を採り上げ、その漢字音の全体を記述するという目的と、その研究方法とが述べられる。</p>			
第一部 清原宣賢遺文による日本漢字音の体系的記述			
<p>第一章 声母の体系</p> <p>第二章 韻母の体系</p> <p>第三章 声調の体系</p> <p>第四章 第一部のまとめ</p> <p>以上の第一部では、清原宣賢遺文の代表として、訓点資料6点と、抄物4点を選択して、中国語中古音の体系と対照させながら、体系を記述した。体系の記述には日本漢音体系を基準とし、日本漢音体系から外れる例を、呉音・鎌倉宋音として位置づけた。</p> <p>第一部第三章の声調の体系記述では、室町時代には、全濁上声字への上声点加点が減少</p>			

することを記し、去声化した上声全濁字を韻書などによって上声化しようとする営みが、鎌倉時代よりも室町時代の方が盛んではなかった、と考察した。

第二部 室町時代における日本漢字音の位相論的研究 ——清原宣賢遺文を中心に——

第一章 清原宣賢加点漢籍訓読資料における字音点の多様性

第二章 清原宣賢遺文における呉音・漢音・鎌倉宋音

第三章 清原宣賢遺文に見る漢音形の衰退について

第四章 室町時代における「数」の漢音形について

第五章 一個人内における入声音の位相差——「一」「七」「八」「實」について——

第六章 第二部のまとめ

以上の第二部では、清原宣賢遺文を中心として他の文献をも分析の対象に加え、室町時代における日本漢字音の位相論的研究を行なった。日本漢字音の位相論的研究各論である。それぞれの位相差記述を通して、漢籍訓読資料とそれ以外との対立が見られることを記述している。この点で、第一部と同様の成果が得られた。

これに加え、漢籍訓読資料内では、人為的漢音のような学問的な字音使用と、呉音のような規範から外れる字音の使用について、経書対それ以外の漢籍という対立が存することを指摘している。異なる観点の各章を通じて、上の対立が見られたことから、室町時代における日本漢字音に、漢籍訓読資料とその他、漢籍訓点資料内では、経書とそれ以外という位相差が存したことが確実に became。

結章

本研究の成果として、室町時代における日本漢音体系の記述を行った点が、第一に評価される。

次に、室町時代における日本漢字音の位相差を指摘した点が重要である。本研究により、室町時代においても日本漢字音の位相差が存したことが明らかになった。清原宣賢一個人の文献に見られた位相は、文献の種類によって整理すれば、漢籍訓読資料対抄物という、大きな対立を想定できる。さらに、漢籍訓読資料内では、経書と経書以外の漢籍という対立が見出された。

【資料篇】

清原宣賢遺文統合分紐分韻表

本研究の中心資料とした清原宣賢書写・加点になる漢籍訓点資料6点と抄物4点との全音注を中国中古音の韻母・声母に基づいて分類した分韻表である。

今後の日本漢字音研究の基本資料を、学界に提供したものである。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29年 2月 17日

